

平成26年第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第6号

平成26年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年2月14日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成26年2月27日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成26年第1回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

平成26年3月12日（水曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 14名

1番 川 西 米希子	2番 田 岡 秀 俊
3番 合 田 正 夫	4番 白 川 正 樹
5番 本屋敷 崇	6番 関 洋 三
7番 白 川 年 男	8番 白 川 皆 男
9番 大 西 樹	10番 藤 田 昌 大
11番 三 好 勝 利	12番 大 西 豊
13番 川 原 茂 行	15番 欠 員
16番 大 岡 克 三	

欠席議員 1名

14番 高 木 堅

会議録署名議員の指名議員

2番 田 岡 秀 俊 3番 合 田 正 夫

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 常 包 英 希

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦

教 育 長	齊 藤 賢 一	総 務 課 長	齋 部 正 典
企画政策課長	高 嶋 一 博	税 務 課 長	田 岡 一 道
住民生活課長	森 末 史 博	福祉保険課長	川 田 正 広
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	奈 良 泰 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	産業経済課長	久留嶋 一 之
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	社会教育課長	脇 隆 博
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	高 橋 守

○大岡克三議長 おはようございます。この任期最後の定例会であります。

高木議員より欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

各常任委員長から会議規則第77条の規定に基づく付託審査結果報告書を受理いたしました。

次に、会議規則第14条第3項の規定に基づく委員会提出議案1件を受理いたしました。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で報告を終わります。

○大岡克三議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大岡克三議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、藤田昌大君。

○藤田昌大議会運営委員長 おはようございます。議運委員長として、最後の議会運営委員長報告を行います。

その前に、基本条例は通りまして、前歴踏襲型の議会運営をやめようということで、皆さんの御協力をいただきまして、若干進んだんじゃないかなと思います。ますます今後、前歴踏襲型の議会運営よりかは、みんなの意見でするように今後とも皆さんで頑張っていきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、議会運営委員会の報告を行います。

3月11日午後1時30分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会委員5名、教育民生常任委員会副委員長、PFI事件対策特別委員長が出席し、慎重に審議いたしました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第3号について、御説明を申し上げます。

日程第1	議会運営委員会報告	議会運営委員長
日程第2	会議録署名議員の指名	
日程第3	付託案件の委員長報告	教育民生常任副委員長
日程第4	付託案件の委員長報告	建設経済常任委員長
日程第5	付託案件の委員長報告	総務常任委員長
日程第6	PFI事件対策特別委員会の委員長報告	PFI事件対策特別委員長
日程第7	議案第1号	まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第2号	まんのう町税条例の一部改正について
日程第9	議案第3号	まんのう町公営設置浄化槽管理条例の一部改正について
日程第10	議案第4号	まんのう町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
日程第11	議案第5号	まんのう町公共下水道条例の一部改正について
日程第12	議案第6号	まんのう町農業集落排水処理施設条例の一部改正について
日程第13	議案第7号	まんのう町水道事業給水条例の一部改正について
日程第14	議案第8号	まんのう町簡易水道事業給水条例の一部改正について
日程第15	議案第9号	平成25年度まんのう町一般会計補正予算案第5号
日程第16	議案第10号	平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第3号
日程第17	議案第11号	平成25年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第1号
日程第18	議案第12号	平成25年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第2号
日程第19	議案第13号	平成25年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第2号
日程第20	議案第14号	平成25年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第2号
日程第21	議案第15号	平成25年度まんのう町水道事業会計補正予算案第2号
日程第22	議案第16号	平成26年度まんのう町一般会計予算案
日程第23	議案第17号	平成26年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案
日程第24	議案第18号	平成26年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案
日程第25	議案第19号	平成26年度まんのう町介護保険特別会計予算案
日程第26	議案第20号	平成26年度まんのう町診療所特別会計予算案

日程第 27 議案第 21 号 平成 26 年度まんのう町簡易水道特別会計予算案
日程第 28 議案第 22 号 平成 26 年度まんのう町下水道特別会計予算案
日程第 29 議案第 23 号 平成 26 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案
日程第 30 議案第 24 号 平成 26 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案

日程第 31 議案第 25 号 平成 26 年度まんのう町水道事業会計予算案

日程第 32 発委第 1 号 満濃中学校 P F I 事業における重大な瑕疵に伴う調査期間の変更について、即決をお願いします。

日程第 33 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、午後 2 時 20 分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大岡克三議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○大岡克三議長 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、2 番、田岡秀俊君、3 番、合田正夫君を指名いたします。

日程第 3 付託案件の委員長報告（教育民生常任副委員長）

○大岡克三議長 日程第 3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任副委員長、三好勝利君。

○三好勝利常任副委員長 それでは、教育民生常任委員会に付託された案件について審議の結果を御報告申し上げます。

去る 3 月 5 日、6 日、全員協議会室におきまして、委員 4 人出席、執行部より町長、副町長、総務課長、所管課長出席のもと、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

3 月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 10 号から議案第 13 号、議案第 17 号から議案第 20 号、議案第 24 号の 11 議案で、本会議に引き続き執行部より詳細な説明があり、審議を行いましたので御報告いたします。

議案第 3 号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の一部改正については、委員より、消費税率がふやされる 3% に当たる金額を基本料金の中で吸収することはできないか。また、外税表示にするのであれば住民周知用にわかりやすい資料が必要ではないかとの意見があ

り、執行部より、増額相当分は58万4,000円程度と少額であるが、町が設定した使用料は個人管理の浄化槽で必要な経費と同程度を見込んでおり、公平性を保つ観点からも使用料金の中で増税分を吸収することは適当でないと考えている。また、混乱を招かないように、住民向けに内税表示の対比表をつくり、周知したいとの答弁がありました。

議案第4号 まんのう町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定については、委員より、条例化することで何が変わるのか、また施行に伴い、予算措置が必要となるのではないかと質疑があり、執行部より、法制化されることにより啓発活動をしやすくなる。なお、予算については現在の予算枠の中で実施していきたいとの答弁がありました。

議案第10号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第3号については、執行部より、保険給付費が前々年並みに戻ったことから、増額補正を行うこととなったとの説明がありましたが、特段、質疑もなく委員も理解されたものと思います。

次に、議案第11号 平成25年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についても、執行部より、一般会計からの繰り入れを極力なくすための財源組み替えによる予算措置であるとの説明があり、質疑なく、委員も理解されたものと思います。

議案第12号 平成25年度まんのう町介護保険特別会計補正予算第2号については、執行部より、決算見込みにより保険給付費を増額する。また、今後も給付費は増大していくと予想されることから介護予防に努めていくとの説明があり、委員より、適正な制度の運用と介護予防事業を一層推進していくよう意見がありました。

議案第13号 平成25年度まんのう町診療所特別会計補正予算第2号については、執行部より、医師による適切な治療と適正な薬剤の処方が行われた結果、歳出を抑えることができ、減額補正できることになったとの説明があり、委員より、今後も僻地において地域住民が必要とする良質な医療の提供に努めるよう意見がありました。

議案第17号 平成26年度まんのう町国民健康保険特別会計予算については、委員より、全国的にも高い本町の国民健康保険税であるが、国民健康保険事業財政調整基金を使い賦課額を調整することは考えてないのかとの質疑があり、執行部より、現在の設定税額でお願いしていきたいが、国保事業の安定を図ることができなくなった場合は基金の取り扱いについて判断していくとの答弁がありました。

議案第18号 平成26年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算については、大きな移動要因が見込まれないことから前年度並みの予算としたとの説明があり、委員も理解されたものと思います。

議案第19号 平成26年度まんのう町介護保険特別会計予算については、委員より、特例特定入所者介護予防サービス費、認知症対策について質疑などがありましたが、執行部より説明があり、委員も理解されたものと思います。

議案第20号 平成26年度まんのう町診療所特別会計予算については、執行部より、臨時職員の賃金の支出を直診勘定に移行したこと、医薬材料費が抑えられてきていることから、予算額の縮減を行ったとの説明があり、委員も理解されたことと思います。

議案第24号 平成26年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算については、執行部より、26年度は仲南地区の浄化槽の譲渡を前年度より27基多い89基と見込んでおり、その修繕料や委託料を反映した予算となったとの説明がありました。委員からは浄化槽整備や農業集落排水、下水道などの環境保全事業の窓口を一本化してはどうかとの意見があり、執行部より、国・県の所管が違うため事実上難しいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第9号 平成25年度一般会計補正予算第5号と、議案第16号 平成26年度一般会計予算の教育民生常任委員会関係部分について、合同予算審査会での質疑と合わせて、委員会で質疑を行いました。

主な内容については、お手元にある質疑一覧のとおりでございます。

付託されました案件につきましては、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、結果を報告いたします。

議案第3号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の一部改正について、全会一致で可、議案第4号 まんのう町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について、全会一致で可、議案第10号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算第3号、全会一致で可、議案第11号 平成25年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、全会一致で可、議案第12号 平成25年度まんのう町介護保険特別会計補正予算第2号、全会一致で可、議案第13号 平成25年度まんのう町診療所特別会計補正予算第2号、全会一致で可、議案第17号 平成26年度まんのう町国民健康保険特別会計予算、全会一致で可、議案第18号 平成26年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算、全会一致で可、議案第19号 平成26年度まんのう町介護保険特別会計予算、全会一致で可、議案第20号 平成26年度まんのう町診療所特別会計予算、全会一致で可、議案第24号 平成26年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告を終わります。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

なお、ここで教育民生一同、所管の執行部におかれましては、本当に常に微に入り、細に入り、町民の意見を反映していただきまして、我々本当にいい経験になり、また勉強になりました。今後とも、次の方がいろんな点で住民の意見を集約してやると思います。やってくれると思います。どうぞ本当にたくさんの所見、意見をありがとうございました。ちょっと教民立って。ありがとうございました。

○大岡克三議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大岡克三議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月3日と4日に全員協議会室におきまして、委員全員出席し、議長、執行部より町長、副町長、総務課長、所管課長出席のもと、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第5号から第8号、第14号、第15号、第21号から第23号、第25号の10議案で、消費税増税関連議案が委員会付託となった経過を説明した後、執行部より詳細な説明があり、審査しましたので報告いたします。

議案第5号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について、執行部より今後の消費税率の変動に対処するために使用料の表示を外税としたとの説明があり、委員より理解する旨の発言がありました。

議案第6号 まんのう町農業集落排水処理施設条例の一部改正については、執行部より使用者の氏名等変更時の届け出を義務化したこと、料金算定用資料の提出を使用者に請求できるようにしたこと、使用料を外税表示にしたことの説明がありました。委員より公平性を保つために使用状況を随時確認しておく必要があるのではないかとの質疑があり、執行部より、使用料の算定基準日は4月1日であるが、年度途中で変更届に基づき料金の再設定を行うことで、実情に合った使用料を徴収することができることとなるとの答弁がありました。

議案第7号 まんのう町水道事業給水条例の一部改正については、執行部より、水道料金と水道加入金を外税表示とすることとしたとの説明があり、委員より水道事業は収益が上がっており、消費税の増税部分を黒字部分で吸収することはできないのかとの意見があり、執行部より、簡水・上水とも実質利益は少なく、今後定期的に発生する高度浄水処理施設の保守や老朽施設及び水道管の更新工事に相当程度の費用が発生することから、現在の税込み基本料金を据え置くことによる実質値下げは考えていないとの答弁でありました。また委員より、消費税率変更に伴う水道料金の切りかえ時期について質疑があり、執行部より、経過措置として、使用月3月・4月の4月末検針分は税率5%、使用月4月・5月の5月末検針は税率8%を適用することとしているとの説明がありました。また委員より、まんのう町の水道料金は県下でも高い方であるがどう考えているかとの質疑があり、執行部より、当町は県下17水道事業体中、上位から7番目に位置するが、順位だけでなく、前後の自治体の財政規模、水道事情等を勘案すれば決して高くはないと思われるとの答弁

がありました。

議案第8号 まんのう町簡易水道事業給水条例の一部改正についても、消費税関連による同様の説明があり、委員より理解する旨の発言がありました。

議案第14号 平成25年度まんのう町下水道特別会計補正予算第2号については、委員より、中讃流域下水道（金倉川処理区）負担金とマンホールポンプ維持管理委託料の減額について質疑があり、執行部より、負担金、委託料ともに精査の結果、減額することとなったとの説明でありました。

議案第15号 平成25年度まんのう町水道事業会計補正予算案第2号については、委員より給水収益の減額について質疑があり、執行部より、昨年 of 渇水時による節水効果による減収と見込み違いが要因であると思われるとの答弁でありました。

議案第21号 平成26年度まんのう町簡易水道特別会計予算については、委員より給水使用料収入を約700万円、前年度より減額したことについて質疑があり、執行部より実績を精査して計上したとの答弁でありました。

議案第22号 平成26年度まんのう町下水道特別会計予算については、委員より、中讃流域下水道（金倉川処理区）関係の負担金について質疑があり、執行部より、当初予算では維持負担金については前年度並みとしているが、年度末に実績で精査することになるとの答弁がありました。また、下水道料金の賦課漏れの件について質疑があり、執行部より、順調に支払いいただいているが、今後も利用者に理解と協力を求めていきたいとの答弁でありました。委員より、下水道台帳整備業務委託費について、更新業務は職員で行うべきではないのかとの意見があり、執行部より、下水道台帳は交付税算定の基礎資料となるが、更新内容が多岐であることから、職員で対応するのは困難であると思われるとの答弁がありました。

議案第23号 平成26年度まんのう町農業集落排水特別会計予算については、委員より、修繕料の詳細について質疑があり、執行部より、施設の老朽化が進んでおり、有機汚濁モニター、マンホールポンプの警報装置、コントロールユニットの修繕等を予定しているとの説明でありました。

議案第25号 平成26年度まんのう町水道事業会計予算については、執行部より、業務予定量の説明と、改正された地方公営企業法の一つとして、みなし償却制度の廃止により、補助金で取得した資産を通常の減価償却費として計上することとなったことから、有形固定資産減価償却費が増加したこと、また費用増加に対応する措置として、資本剰余金として扱ってきた補助金自体の収益化を順次計上化していくとの説明でありました。委員より、予算書の構成がわかりにくいため、改善をするよう意見がありました。

次に、議案第9号 平成25年度まんのう町一般会計補正予算第5号、議案第16号 平成26年度まんのう町一般会計予算の建設経済常任委員会関係部分について、委員会で質疑を行いましたので報告いたします。

まず、平成25年度まんのう町一般会計補正予算については、お手元にお配りした質疑

回答書のとおりであります。

次に、平成26年度まんのう町一般会計予算についても、お手元にお配りした質疑回答書のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上、建設経済常任委員会部分について、それぞれ、質疑・意見がありましたが、執行部の答弁があり、委員も理解し、了承したものと思います。

付託された案件につきまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第5号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について、全会一致で可、議案第6号 まんのう町農業集落排水処理施設条例の一部改正について、全会一致で可、議案第7号 まんのう町水道事業給水条例の一部改正について、全会一致で可、議案第8号 まんのう町簡易水道事業給水条例の一部改正について、全会一致で可、議案第14号 平成25年度まんのう町下水道特別会計補正予算第2号、全会一致で可、議案第15号 平成25年度まんのう町水道事業会計補正予算案第2号、全会一致で可、議案第21号 平成26年度まんのう町簡易水道特別会計予算、全会一致で可、議案第22号 平成26年度まんのう町下水道特別会計予算、全会一致で可、議案第23号 平成26年度まんのう町農業集落排水特別会計予算、全会一致で可、議案第25号 平成26年度まんのう町水道事業会計予算、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大岡克三議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○大岡克三議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月7日と10日、全員協議会室におきまして、委員全員出席し、建設経済常任委員長、教育民生常任副委員長、議長、執行部より町長、副町長、所管課長全員の出席のもと、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第2号、議案第9号、議案第16号の4案件であります。

初めに、教育民生常任副委員長、次に建設経済常任委員長より、議案第9号 平成25年度まんのう町一般会計補正予算第5号、議案第16号 平成26年度まんのう町一般会計予算について、各委員会で行った所管関係部分の質疑・答弁についての報告がありました。

その後、付託案件について本会議に引き続き、執行部より詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見がありましたので、合同予算審査会であった質問と合わせて報告いたします。

議案第1号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、委員より、消防団員の報酬・手当の算定根拠について質疑があり、執行部より、従前から交付税算定額を上回る額を支給していたこと。今回の改正は、国の基準を参考にしながらも退団した者への心情に配慮した額としたこと。火災等出動手当を近隣市町を参考に増額したことの答弁がありました。また、委員より、通常の火災と林野火災等の長期にわたる活動の手当を一律とするのは適当ではないとの意見があり、執行部より消防団員の士気も考慮していくとの答弁がありました。

次に、議案第2号 まんのう町税条例の一部改正について、執行部より、地域に密着した民間公益法人活動の促進や寄附文化の醸成を図る目的で、条例で寄附金税額控除の対象を指定したことにより、指定法人への寄附が寄附者の個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるとの説明がありました。委員より質疑もあり、答弁があり、理解されたものと思います。

次に、議案第9号 平成25年度まんのう町一般会計補正予算案第5号について、執行部に補正を要する根拠の説明を求め、答弁及び資料の提出があり、審査を行いました。質疑・答弁の内容につきましては、お手元に配付した一覧のとおりです。

なお、仲南地区幼保教育施設建設事業の実施につきましては、建物の設計に当たっては現場や保護者の意見・要望を勘案し、施設の利便性と職場環境の向上を図るものとして、施工に当たっては適正工期の確保と検査体制の強化を図ること、また、議会に対しては事業の実施過程を遅滞なく報告させることとし、補正を認めることとしました。

次に、議案第16号 平成26年度まんのう町一般会計予算案について、詳細な説明を求め、審議を行いました。質疑・答弁の趣旨につきましては、一覧のとおりです。

なお、委員会で予算規模や財政動向を踏まえ、合併後8年が経過したことから、町政を進める上で長期的展望に立つ必要があることを執行部と合意し、今後の方針については双方で早急に緊密な議論を行う必要があるということで、意見の一致を見ました。

それでは、付託されました案件につきまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第1号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、全会一致で可、議案第2号 まんのう町税条例の一部改正について、全会一致で可、議案第9号 平成25年度まんのう町一般会計補正予算第5号、全会一致で可、議案第16号 平成26年度まんのう町一般会計予算、全会一致で可とすることで意見の一致

を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○大岡克三議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 PFI事件対策特別委員会の委員長報告

○大岡克三議長 日程第6、PFI事件対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

PFI事件対策特別委員会の委員長の報告を求めます。

PFI事件対策特別委員会委員長、本屋敷崇君。

○本屋敷崇PFI事件対策特別委員会委員長 それでは、委員長報告を行います。

去る3月11日9時30分より、全員協議会室でPFI事件対策特別委員会を行いました。

議題は、調査委託をしている満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査期間の変更について、その他資料の報告、ふぐあい箇所報告、2期工事についてです。

昨年、12月10日の定例会において、議決した調査期間が3月31日までとなっているが、現在の調査の状況が、構造部分が終了し、3月14日に中田先生より報告を受けるようになっている。その他の部分においては、契約側から提出があっただけでも150カ所に近い変更箇所があり、図面全てにおいて精査するとなると3月末での終了が困難であることから、6月30日まで工期延長を行う必要があることについて議論しました。

12月の段階で、3月末での終了は難しかったこと、当初の予想より変更点が増大であることを勘案して、工期延長は仕方がないであろうとの結論になりました。

なお、本日の最終日において委員会提案として議案を提出いたします。

次に、議会側として資料を要求していた建具製作者の一覧資料の説明、什器備品の変更経過資料、ふぐあい箇所報告、並びに2期工事についての報告がありました。

建具製作者の一覧資料の説明は、前回の委員会においてサッシ等がJIS規格であるのかどうかを確認するという町長の報告であったことから、一覧資料が開示されましたが、製作者がどこかの説明はありましたが、納入したものがJIS規格であるかどうかの確認はしていないとの報告であり、議会としてはJIS規格の確認がしたいのであり、再度、相手側に要求するように求めました。

什器備品の変更経過資料においては、工事前、工事中において何度か変更がかかってい

る資料が提出されているので、その変更過程においてどの程度、執行部が関与しているのかを報告を求めたが、資料の精査が必要であるとの回答でした。

ふぐあい箇所の報告として、2月24日に校舎2階の洗面台において洗面台側面の化粧板に生徒のかばんが接触した際、角に当たり側面化粧板がはがれたこと。校舎、図書館、体育館のトイレにおいて詰まりが発生する件などの報告がありましたが、原因はまだわからないとの報告でした。

次に、現在行われている2期工事において、契約では工事工期が2月28日、引き渡しは3月31日となっているが、現在、工事が終了していないにもかかわらず、相手側から2月27日付で検査報告書が提出されて、町としてはそれを突き返したとの報告を受けました。

それを受けて、そもそも工事工期が2月28日であるならば、3月までに工期延長願を相手側が提出するべきであり、執行部側も当然求めるべきではないのかと聞いたが、執行部側が現在の工事の進捗状況も把握していないことがわかった。

そもそも、工事延長願も提出せず、検査報告書を提出するような相手側に対して、執行部側が断固とした態度をとっていないことが、今までのような事態を発生させている原因でもあり、今回については、断固とした判断をすべきではないかと問いただしたところ、町長より2期工事の支払いはしないとの答えが返ってきた。

最後に、4年間の任期も間近に迫り、次の議会に対して委員会としての現在の意思表示を行うことは必要だろうとの議論になりました。

本来であるならば議会側がこのような調査をすることが異例であり、この背景には2期工事の件でも見られるように、執行部側の態度にも問題がある。執行部側の姿勢を正すのも議会の仕事であることから、14日の中田先生の報告を聞いた後に、執行部に対して強い決議を行う必要があるだろうということで委員会を12時に閉会いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○大岡克三議長 これをもって、PFI事件対策特別委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ここで、議場の時計で10時35分まで休憩といたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時35分

○大岡克三議長 それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。

日程第7 議案第1号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

○大岡克三議長 日程第7、議案第1号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 まんのう町税条例の一部改正について

○大岡克三議長 日程第8、議案第2号 まんのう町税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の一部改正について

○大岡克三議長 日程第9、議案第3号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の一部改正についてを採決

いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 まんのう町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

○大岡克三議長 日程第10、議案第4号 まんのう町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 まんのう町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について

○大岡克三議長 日程第11、議案第5号 まんのう町公共下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号 まんのう町公共下水道条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 6 号 まんのう町農業集落排水処理施設条例の一部改正について

○大岡克三議長 日程第 1 2、議案第 6 号 まんのう町農業集落排水処理施設条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 6 号 まんのう町農業集落排水処理施設条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 7 号 まんのう町水道事業給水条例の一部改正について

○大岡克三議長 日程第 1 3、議案第 7 号 まんのう町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 7 号 まんのう町水道事業給水条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 8 号 まんのう町簡易水道事業給水条例の一部改正について

○大岡克三議長 日程第 1 4、議案第 8 号 まんのう町簡易水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号 まんのう町簡易水道事業給水条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第9号 平成25年度まんのう町一般会計補正予算案第5号

○大岡克三議長 日程第15、議案第9号 平成25年度まんのう町一般会計補正予算案第5号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号 平成25年度まんのう町一般会計補正予算案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第10号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第3号

○大岡克三議長 日程第16、議案第10号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第3号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第11号 平成25年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第1号

○大岡克三議長 日程第17、議案第11号 平成25年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第1号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号 平成25年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第12号 平成25年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第2号

○大岡克三議長 日程第18、議案第12号 平成25年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第2号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第12号 平成25年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 13号 平成 25 年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第 2号

○大岡克三議長 日程第 19、議案第 13号 平成 25 年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第 2号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 13号 平成 25 年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第 2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 14号 平成 25 年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第 2号

○大岡克三議長 日程第 20、議案第 14号 平成 25 年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第 2号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 14号 平成 25 年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第 2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 15号 平成 25 年度まんのう町水道事業会計補正予算案第 2号

○大岡克三議長 日程第 21、議案第 15号 平成 25 年度まんのう町水道事業会計補正予算案第 2号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第15号 平成25年度まんのう町水道事業会計補正予算案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第16号 平成26年度まんのう町一般会計予算案

○大岡克三議長 日程第22、議案第16号 平成26年度まんのう町一般会計予算案を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第16号 平成26年度まんのう町一般会計予算案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第17号 平成26年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案

○大岡克三議長 日程第23、議案第17号 平成26年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第17号 平成26年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 1 8 号 平成 2 6 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案

○大岡克三議長 日程第 2 4、議案第 1 8 号 平成 2 6 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 1 8 号 平成 2 6 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 1 9 号 平成 2 6 年度まんのう町介護保険特別会計予算案

○大岡克三議長 日程第 2 5、議案第 1 9 号 平成 2 6 年度まんのう町介護保険特別会計予算案を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 1 9 号 平成 2 6 年度まんのう町介護保険特別会計予算案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 6 議案第 2 0 号 平成 2 6 年度まんのう町診療所特別会計予算案

○大岡克三議長 日程第 2 6、議案第 2 0 号 平成 2 6 年度まんのう町診療所特別会計予算案を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第20号 平成26年度まんのう町診療所特別会計予算案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第21号 平成26年度まんのう町簡易水道特別会計予算案

○大岡克三議長 日程第27、議案第21号 平成26年度まんのう町簡易水道特別会計予算案を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第21号 平成26年度まんのう町簡易水道特別会計予算案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第22号 平成26年度まんのう町下水道特別会計予算案

○大岡克三議長 日程第28、議案第22号 平成26年度まんのう町下水道特別会計予算案を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第22号 平成26年度まんのう町下水道特別会計予算案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 29 議案第 23号 平成 26 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案

○大岡克三議長 日程第 29、議案第 23号 平成 26 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 23号 平成 26 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 30 議案第 24号 平成 26 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案

○大岡克三議長 日程第 30、議案第 24号 平成 26 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 24号 平成 26 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 31 議案第 25号 平成 26 年度まんのう町水道事業会計予算案

○大岡克三議長 日程第31、議案第25号 平成26年度まんのう町水道事業会計予算案を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第25号 平成26年度まんのう町水道事業会計予算案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32 発委第1号 満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査期間の変更について

○大岡克三議長 日程第32、発委第1号 満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査期間の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

PFI事件対策特別委員長、本屋敷崇君。

○本屋敷崇PFI事件対策特別委員会委員長 発委第1号 満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査期間の変更について、上記の議案を別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成26年3月12日、まんのう町議会議長、大岡克三殿。提出者、PFI事件対策特別委員会委員長、本屋敷崇。

満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査期間の変更について。本議会は、地方自治法第100条の2の規定により、次のとおり調査期間を変更するものとする。平成26年3月12日。記。1、調査事項、満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査に係る事項。2、調査期間、変更前、契約の日から平成26年3月31日。変更後、契約の日から平成26年6月30日。3、調査を依頼する者、特定非営利活動法人（NPO法人）高知社会基盤システム研究センター理事長 草柳俊二。4、調査結果提出方法、調査終了後速やかに調査報告書等を提出すること。

それでは、提案理由を述べさせていただきます。

昨年12月10日の定例会において議決した調査期間が3月31日までとなっているが、現在の調査の状況は、構造部分が終了し、3月14日に中田先生より報告を受けるようになっている。その他の部分においては、契約側から提出があっただけでも150カ所に近

い変更箇所があり、図面全てにおいて精査するとなると、3月末での終了が困難であることから、6月30日まで工期延長を行う必要があると考えます。

以上で、提出理由を終わります。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会提出案件でありますので、委員会付託は行いません。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第1号 満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査期間の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33 閉会中の継続調査について

○大岡克三議長 日程第33、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において当該所管事務調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成26年第1回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年3月12日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員